

●次世代自動車の導入に対する融資制度（平成 27 年度）

(1) (株) 日本政策金融公庫 中小企業事業による低利融資	
融 資 対 象	株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に定める中小企業者であって、環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内 容	<p>① 低公害車の取得 ハイブリッド自動車：4 億円までは特別利率②。4 億円超は基準利率。 天然ガス自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）：基準利率</p> <p>② ポスト新長期規制適合車の取得：4 億円までは特別利率②。4 億円超は基準利率。</p> <p>③ 第 3 次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車（軽油を燃料とし定格出力が 37KW 以上 560KW 未満で 2006 年基準適合表示が付されたものを除く。）の取得：4 億円までは特別利率②、③又は基準利率。4 億円超は基準利率。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 56KW 以上 130KW 未満で 2014 年基準適合表示が付されたもの：特別利率③、 ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 19KW 以上 56KW 未満で 2011・2014 年基準適合表示が付されたもの：特別利率② ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 130KW 以上 560KW 未満で 2014 年基準適合表示が付されたもの：特別利率② ・国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定された建設機械又は「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」に基づき燃費基準達成建設機械に認定された建設機械：特別利率② ・基準適合表示の付された特定特殊自動車について、担保を徴しない場合には、平成 28 年 3 月 31 日までに貸付契約を行うものに限りに、0.4%を控除するものとする（ただし、担保を徴する場合の利率を下限とする）。 <p>※貸付限度額：7 億 2,000 万円（直接貸付）、1 億 2,000 万円（代理貸付）</p>
問 合 せ 先	<ul style="list-style-type: none"> ・相談センター 電話：0120-154-505 ・全国各支店一覧 http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html

(2) (株) 日本政策金融公庫 国民生活事業による低利融資	
融 資 対 象	環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内 容	<p>① 低公害車の取得：特利 B 又は基準利率 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）</p> <p>② ポスト新長期規制適合車の取得：特利 B</p> <p>③ 第 3 次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車の取得：特利 B、C 又は基準利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 56KW 以上 130KW 未満で 2014 年基準適合表示が付されたもの：特利 C ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 19KW 以上 56KW 未満で 2011・2014 年基準適合表示が付されたもの：特利 B ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 130KW 以上 560KW 未満で 2014 年基準適合表示が付されたもの：特利 B ・国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定された建設機械又は「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」に基づき燃費基準達成建設機械に認定された建設機械：特利 B <p>※貸付限度額：7,200 万円</p>
問 合 せ 先	<ul style="list-style-type: none"> ・事業資金相談専用ダイヤル 電話：0120-154-505 ・全国各支店一覧 http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html